

橋本市訓令第 4 号

橋本市職員公益通報取扱規程の一部を改正する訓令を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 31 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市職員公益通報取扱規程の一部を改正する訓令

橋本市職員公益通報取扱規程(平成25年橋本市訓令第6号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この訓令は、<u>公益通報者保護法(平成16年法律第122号)の趣旨を踏まえ、職員等</u>による公益通報に関し必要な事項を定めることにより、公益通報を行った職員等の<u>保護及び法令遵守の推進</u>を図り、もって市政の適正な運営に資することを目的とする。 (定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項に規定する<u>特別職の職員(議員を除く。)</u>で本市に勤務する者をいう。 (2) <u>職員等 職員及び次に掲げる者をいう。</u> ア <u>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労相者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2項に規定する派遣労働者で、本市に派遣されている者</u> イ <u>本市の事務又は事業を委託し、又は請け負わせている事業者並びに地方自治法(昭和22年法律67号)第244条の2第3項の規定により公の施設の管理を同項に規定する指定管理者に行わせている場合の法人その他の団体役員等及びその従業員</u> ウ <u>公益通報をした日前1年以内に前号及びア又はイに規定する者であった者</u> (3)・(4) 略 (5) 公益通報 <u>職員等</u>が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な目的でなく、通報対象事	(目的) 第1条 この訓令は、<u>職員</u>による公益通報に関し必要な事項を定めることにより、公益通報を行った職員等の保護を図り、もって市政の適正な運営に資することを目的とする。 (定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職にある者(消防長を除く。)及び同条第3項第3号に規定する<u>者</u>で本市に勤務するものをいう。 (2)・(3) 略 (4) 公益通報 <u>職員</u>が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な目的でなく、通報対象事実

実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する旨を通報することをいう。

(6) 公益通報者等 公益通報をした者及び公益通報に係る調査に協力した者をいう。

(7) 通報相談窓口 職員等からの公益通報に係る相談を受ける窓口をいう。

(8) 職員公益通報担当者 職員等からの公益通報に係る相談を受ける職員

(公益通報の方法)

第4条 公益通報は、職員公益通報担当者に対して、職員公益通報票(別記様式)により行わなければならない。ただし、通報対象事実が確実にあると信ずるに足りる相当な根拠を示した場合は、この限りでない。

2 公益通報は、実名で行うものとする。ただし、通報者にやむを得ない事情があるときは匿名で行うことができる。

(通報対象事実に係る調査等)

第5条 職員公益通報担当者は、公益通報を受けたときは、直ちに必要な調査を行わなければならない。ただし、匿名による通報の場合は、調査を行わないことができる。

2 職員公益通報担当者は、任命権者が当該公益通報に係る通報対象事実に関与していると思料される場合を除き、前項の規定にかかわらず、公益通報に関する事務を所掌する部署に必要な調査を行うよう求めることができる。

3 職員公益通報担当者は、前2項の調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、直ちに、任命権者に対し、当該通報対象事実の中止その他の是正のために必要な措置、法令に基づく措置、再発防止のために必要な措置その他の適当な措置をとるよう勧告しなければならない。

4 任命権者は、前項の規定による勧告を受けたときは、直ちに当該勧告に従い必要な措置をとるとともに、速やかに当該

が生じ、又は生じようとしていると思料する旨を通報することをいう。

(5) 公益通報者等 公益通報をした者及び公益通報に係る調査に協力した者をいう。

(6) 市長等 地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者をいう。

(7) 通報相談窓口 市長等に対する公益通報又は公益通報に係る相談を受ける窓口をいう。

(8) 職員公益通報担当者 市長等に対する公益通報又は公益通報に係る相談を受ける職員

(公益通報の方法)

第4条 公益通報は、職員公益通報担当者に対して、書面により行わなければならない。ただし、通報対象事実が確実にあると信ずるに足りる相当な根拠を示した場合は、この限りでない。

(通報対象事実に係る調査等)

第5条 職員公益通報担当者は、公益通報を受けたときは、直ちに必要な調査を行わなければならない。

2 職員公益通報担当者は、市長等が当該公益通報に係る通報対象事実に関与していると思料される場合を除き、前項の規定にかかわらず、公益通報に関する事務を所掌する部署に必要な調査を行うよう求めることができる。

3 職員公益通報担当者は、前2項の調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、直ちに、市長等に対し、当該通報対象事実の中止その他の是正のために必要な措置、法令に基づく措置、再発防止のために必要な措置その他の適当な措置をとるよう勧告しなければならない。

4 市長等は、前項の規定による勧告を受けたときは、直ちに当該勧告に従い必要な措置をとるとともに、速やかに当該措置の内容を職員公益通報担当者に報告しなければならない。

措置の内容を職員公益通報担当者に報告しなければならない。	
5 職員公益通報担当者は、 <u>任命権者</u> が正当な理由なく第3項の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表するものとする。	5 職員公益通報担当者は、 <u>市長等</u> が正当な理由なく第3項の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表するものとする。
6 職員公益通報担当者は、第1項又は第2項の調査の結果及び第3項の規定による勧告の内容について、当該公益通報をした者に対し、報告しなければならない。ただし、当該公益通報が第4条第1項 <u>ただし書</u> 及び第2項 <u>ただし書</u> の規定に該当する場合は、この限りでない。	6 職員公益通報担当者は、第1項又は第2項の調査の結果及び第3項の規定による勧告の内容について、当該公益通報をした者に対し、報告しなければならない。ただし、当該公益通報が第4条 <u>ただし書</u> の規定に該当する場合は、この限りでない。
7 <u>職員公益通報担当者は、公益通報に係る通報対象事実に関し、処分又は勧告等の権限を有していないときは、公益通報をした者に対し当該権限を有する機関等を教示するものとする。</u>	
(不利益な取扱いの禁止)	(不利益な取扱いの禁止)
第6条 職員等は、公益通報者等に対し、公益通報をしたこと又は公益通報に係る調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。	第6条 <u>市長等</u> 及び職員は、公益通報者等に対し、公益通報をしたこと又は公益通報に係る調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。
(不利益な取扱いに係る申立て)	(不利益な取扱いに係る申立て)
第7条 公益通報者等は、公益通報をしたこと又は公益通報に係る調査に協力したことを理由として、 <u>職員等</u> から不利益な取扱いを受けたと思料するときは、職員公益通報担当者に対し、その是正の申立てをすることができる。	第7条 公益通報者等は、公益通報をしたこと又は公益通報に係る調査に協力したことを理由として、 <u>市長等又は職員</u> から不利益な取扱いを受けたと思料するときは、職員公益通報担当者に対し、その是正の申立てをすることができる。
(申立てに係る調査等)	(申立てに係る調査等)
第8条 職員公益通報担当者は、前条の申立てを受けたときは、直ちに必要な調査を行い、不利益な取扱いの有無及び当該調査の内容を <u>任命権者</u> に報告しなければならない。	第8条 職員公益通報担当者は、前条の申立てを受けたときは、直ちに必要な調査を行い、不利益な取扱いの有無及び当該調査の内容を <u>市長等</u> に報告しなければならない。
2 職員公益通報担当者は、 <u>任命権者</u> が当該申立てに係る不利益な取り扱いに関与していると思料される場合を除き、前項の規定にかかわらず、公益通報に関する事務を所掌する部署に必要な調査を行うよう求めることができる。	2 職員公益通報担当者は、 <u>市長等</u> が当該申立てに係る不利益な取り扱いに関与していると思料される場合を除き、前項の規定にかかわらず、公益通報に関する事務を所掌する部署に必要な調査を行うよう求めることができる。
3 <u>任命権者</u> は、第1項の規定による報告があった場合において、当該報告に係る不利益な取扱いが <u>職員等</u> に対してなされ	3 <u>市長等</u> は、第1項の規定による報告があった場合において、当該報告に係る不利益な取扱いが <u>職員</u> に対してなされたもの

たものであるときは、直ちに、当該職員等が受けた不利益を回復するために必要な措置、当該不利益な取扱いを行った職員等に対する措置その他の適当な措置をとらなければならない。 4 任命権者は、前項の措置をとったときは、速やかに当該措置の内容を職員公益通報担当者に報告しなければならない。 5 職員公益通報担当者は、正当な理由なく、任命権者が第3項の措置をとらないときは、その旨を公表するものとする。 6 略 (名誉を害された者に対する措置) 第10条 任命権者は、公益通報に係る通報対象事実がないことが判明した場合等で関係者の名誉が害されたと認めるときは、事実関係の公表等関係者の名誉を回復するため適切な措置を講じるものとする。 (職員等の協力) 第11条 職員等は、この訓令の規定に基づき行われる調査に協力しなければならない。 2 前項の規定により調査に協力した職員等は、当該調査の際に知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (職務の代理) 第12条 市長が当該公益通報に係る通報対象事実に関与していると思料される場合においては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条の規定に順じて副市長がその職務を代理する。 第13条 略	であるときは、直ちに、当該職員が受けた不利益を回復するために必要な措置、当該不利益な取扱いを行った職員に対する措置その他の適当な措置をとらなければならない。 4 市長等は、前項の措置をとったときは、速やかに当該措置の内容を職員公益通報担当者に報告しなければならない。 5 職員公益通報担当者は、正当な理由なく、市長等が第3項の措置をとらないときは、その旨を公表するものとする。 6 略 (名誉を害された者に対する措置) 第10条 市長等は、公益通報に係る通報対象事実がないことが判明した場合等で関係者の名誉が害されたと認めるときは、事実関係の公表等関係者の名誉を回復するため適切な措置を講じるものとする。 (職員の協力) 第11条 職員は、この訓令の規定に基づき行われる調査に協力しなければならない。 2 前項の規定により調査に協力した職員は、当該調査の際に知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 第12条 略
---	---

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

（あて先） 橋本市職員公益通報担当者

職員公益通報票

1 通報者

(ふりがな) 氏 名	☐ 匿名希望	記入年月日 (通報日)	年 月 日
所 属	☐ 正規職員 ・ ☐ 会計年度任用職員 ・ ☐ その他職員		
連 絡 先	☐ 電話[☐ 自宅・ ☐ 携帯・ ☐ 職場]() ☐ メール() ☐ 郵送(〒)		
調査結果等 の 通 知	☐ 希望する ・ ☐ 希望しない		

2 内部通報の内容

内 容 (具体的に、いつ、 どこで、誰が、何 を、どうしたか記入 してください)	◎ 通報対象事実が、 ☐ 生じている ・ ☐ まさに生じようとしている
上記内容を客観的に 説明できる資料等	☐ ある(添付してください。) ☐ ない(詳細に、今回の通報を知り得た経過を記載してください。)
他に通報内容を知っ ている者	☐ 有(所属・氏名を具体的に) ・ ☐ 無

- この内部通報書は、次に該当するものがあつたときに使用してください。
- (1) 法令(条例・規則等を含む)に違反する行為
 - (2) 人の生命、身体、健康、財産又は生活環境を重大な損害を与える行為
 - (3) (1)及び(2)のほか、不当な行為
- 通報者は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正な目的で通報してはなりません。また、客観的事実に基づき、誠実に通報し、通報に基づき行われる調査に協力しなければなりません。証拠等の客観的に事実が説明できる資料がある場合は必ず添付してください。
- 通報者の氏名等は公にされず、不利益な取扱いが禁止されますので、実名により通報してください。
- ただし、客観的に事実が説明できる資料(証拠)がある場合にはこの限りではありません。
- 「内容」欄の余白がなくなった場合は、任意に用紙を足してください。